

新 旧 対 照 表

新	旧
高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱	高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱
<p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、林業における労働災害の防止、振動障害の予防対策及び林業労働の環境改善を推進するため、林材業労働災害防止協会高知県支部（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 林業労働安全衛生対策事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 振動病一次健診受診促進事業</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 振動病二次健診受診促進事業</p> <p>(2) <u>安全装備等導入促進</u>事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 安全防具の導入</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 蜂刺され対策等</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 熱中症対策</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>エ 可搬式林業機械電動化</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>オ 救急用品整備</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>カ 福利厚生施設整備</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>キ</u> 附帯事務費</p> <p>(3) 架線作業主任者研修事業</p> <p>(4) 伐木安全作業技術研修事業</p> <p>(5) 労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業</p> <p>第3条から第12条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>8</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月9日から施行する。</p>	<p>第1条 略</p> <p>第2条 県は、林業における労働災害の防止、振動障害の予防対策及び林業労働の環境改善を推進するため、林材業労働災害防止協会高知県支部（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業に係る経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>(1) 林業労働安全衛生対策事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 振動病一次健診受診促進事業</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 振動病二次健診受診促進事業</p> <p>(2) <u>林業労働環境改善</u>事業</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 安全防具の導入</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 蜂刺され対策等</p> <p style="margin-left: 20px;">ウ 熱中症対策</p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(新規)</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(新規)</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>(新規)</u></p> <p style="margin-left: 20px;"><u>エ</u> 附帯事務費</p> <p>(3) 架線作業主任者研修事業</p> <p>(4) 伐木安全作業技術研修事業</p> <p>(5) 労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業</p> <p>第3条から第12条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成26年4月22日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項、第9条及び第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年6月9日から施行する。</p>

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月15日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	補助率	事業主体
林業労働安全衛生対策事業	振動病一次健診受診促進事業	一人親方等が受診する振動病一次健診の実施に要する経費	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内	
	振動病二次健診受診促進事業	(1) 振動病二次健診の受診料(二次健診の対象者は、一次健診で医師に要再検査の診断を受けた者とする。)		2分の1以内	
		(2) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、健診の案内等に要する経費		定額	

別表第1 (第3条関係)

事業区分	事業内容	補助対象経費	補助事業者	補助率	事業主体
林業労働安全衛生対策事業	振動病一次健診受診促進事業	一人親方等が受診する振動病一次健診の実施に要する経費	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内	
	振動病二次健診受診促進事業	(1) 振動病二次健診の受診料(二次健診の対象者は、一次健診で医師に要再検査の診断を受けた者とする。)		2分の1以内	
		(2) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、健診の案内等に要する経費		定額	

安全装備等導入促進事業	(1) 安全防具の導入	次に掲げる安全防具の購入費について補助する経費 (1) 切断事故防止ズボン (2) チャップス(ひざあて) (3) ジャケット等防護衣 (4) 切断事故防止ブーツ (5) 切断事故防止手袋 (6) 顔面、耳保護具等	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内 (1 事業主体の補助金の限度額を30万円とし、自動注射器購入費の上限を1個当たり1万円とする。)	林業事業者(労働環境改善計画認定事業者又は認定を受けようとする事業者であり、55歳以下の新就労者(補助事業年度の前年度終了日(3月31日時点)において林業就業3年以内の者)を雇用した林業事業者とする。)	林業労働環境改善事業	(1) 安全防具の導入	次に掲げる安全防具の購入費について補助する経費 (1) 切断事故防止ズボン (2) チャップス(ひざあて) (3) ジャケット等防護衣 (4) 切断事故防止ブーツ (5) 切断事故防止手袋 (6) 顔面、耳保護具等	林材業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内 (1 事業主体の補助金の限度額を30万円とし、自動注射器購入費の上限を1個当たり1万円とする。)	林業事業者(労働環境改善計画認定事業者又は認定を受けようとする事業者であり、55歳以下の新就労者(補助事業年度の前年度終了日(3月31日時点)において林業就業3年以内の者)を雇用した林業事業者とする。)
	(2) 蜂刺され対策等	次に掲げる自動注射器導入費用のうち医療機関に支払う経費について補助する経費 (1) 蜂アレルギー血液検査 (2) 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 (3) 自動注射器購入費等 次に掲げる用具の購入費について補助する経費 (1) 毒液吸い出し救急用具等 (2) スズメバチ忌避剤					(2) 蜂刺され対策等	次に掲げる自動注射器導入費用のうち医療機関に支払う経費について補助する経費 (1) 蜂アレルギー血液検査 (2) 処方登録受託医師診察料及び自己注射管理指導料 (3) 自動注射器購入費等 次に掲げる用具の購入費について補助する経費 (1) 毒液吸い出し救急用具等 (2) スズメバチ忌避剤			

	(3) 熱中症対策	換気機能付作業服の購入費について補助する経費					(3) 熱中症対策	換気機能付作業服の購入費について補助する経費			
	(4) 可搬式林業機械電動化	バッテリー式チェーンソー又はバッテリー式刈払機の購入費について補助する経費 (チェーンソー又は刈払機本体、バッテリー及び充電器を合わせて購入すること。バッテリー又は充電器の単独購入は対象外とする。)	林業労働災害防止協会高知県支部	2分の1以内 (上限金額) チェーンソー：7万円 刈払機：8万円	林業事業体 (労働環境改善計画認定事業体又は認定を受けようとする事業体であり、55歳以下の新規就労者(補助事業年度の前年度終了日(3月31日時点)において林業就業3年以内の者をいう。)を雇用した林業事業体とする。)		(新規)				
	(5) 救急用品整備	現場携帯用のAEDの購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 13万円			(新規)				
	(6) 福利厚生施設整備	仮設トイレ又は休憩施設の購入費について補助する経費		2分の1以内 (上限金額) 仮設トイレ：12万円 休憩施設：37万円			(新規)				

	(7) 附 帯事務費	賃金、旅費、役務費 及び需用費等	林材業 労働災 害防止 協会高 知県支 部	定額			(4) 附 帯事務費	賃金、旅費、役務費 及び需用費等	林材業 労働災 害防止 協会高 知県支 部	定額	
架線 作業 主任者 研修事 業	架線作 業主任 者研修 事業	講師補助員賃金、資 料整理賃金及び共済 費、講師謝金、講師 旅費、研修資料代、 消耗品費、燃料費、 機械借上げ料、印刷 製本費及び通信運搬 費等	林材業 労働災 害防止 協会高 知県支 部	定額		架線作 業主任 者研修 事業	架線作 業主任 者研修 事業	講師補助員賃金、資 料整理賃金及び共済 費、講師謝金、講師 旅費、研修資料代、 消耗品費、燃料費、 機械借上げ料、印刷 製本費及び通信運搬 費等	林材業 労働災 害防止 協会高 知県支 部	定額	
伐木安 全作業 技術研 修事業	伐木安 全作業 技術研 修事業	講師補助員賃金、資 料整理賃金及び共済 費、講師謝金、講師 旅費、研修資料代、 消耗品費、燃料費、 機械借上げ料、印刷 製本費及び通信運搬 費等		定額		伐木安 全作業 技術研 修事業	伐木安 全作業 技術研 修事業	講師補助員賃金、資 料整理賃金及び共済 費、講師謝金、講師 旅費、研修資料代、 消耗品費、燃料費、 機械借上げ料、印刷 製本費及び通信運搬 費等		定額	

労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業	(1) 労働安全衛生マネジメントシステム即た労働安全衛生動普及啓等係説会	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額		労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業	(1) 労働安全衛生マネジメントシステム即た労働安全衛生動普及啓等係説会	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等	林材業労働災害防止協会高知県支部	定額	
	(2) 労働安全衛生画作成指導	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等		定額			(2) 労働安全衛生画作成指導	賃金、謝金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料等		定額	
備考 略						備考 略					
別表第2 略						別表第2 略					

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(生年月日)

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 事業収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

6 添付書類 県税の滞納がないことを証する証明書。(県税の納税義務がない者にとってはその旨の申立書。)又は、県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)

※1:税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」の第4号様式
※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等
(注)マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため提出は不可）健康保険者番号及び被保険者等記号・番号は復元できない程度にマスキング処理を施す等してください。

別記
第1号様式（第4条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者 住 所
氏 名
(生年月日)

令和 年度高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付申請書

高知県補助金等交付規則第3条及び高知県林業労働安全衛生対策事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定により、補助金 円を交付されたく、下記の関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業計画書（別紙1のとおり）
- 3 事業収支予算書（別紙2のとおり）
- 4 事業着手予定年月日 令和 年 月 日
- 5 事業完了予定年月日 令和 年 月 日

6 添付書類 ・高知県の県税事務所が発行する納税証明書又は県税の納税義務がない場合は申立書
・税外未収金債務の滞納がないことの誓約書兼同意書（別紙3）

～別記第1号様式の別紙1のI 略

II 林業労働環境改善事業

1 総括表

単位：円

事業区分	総事業費 (A)+(B) +(C)	補助対象経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の経費 (C)	備考
			県補助金 (A)	その他 (B)		
安全防具の導入						
蜂刺され対策等						
熱中症対策						
可搬式林業機械電動化						
救急用品整備						
福利厚生施設整備						
計						
附帯事務費						
合計						

(注) 1 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

別記第1号様式の別紙1のIIの2～4 略

～別記第1号様式の別紙1のI 略

II 林業労働環境改善事業

1 総括表

単位：円

事業区分	総事業費 (A)+(B) +(C)	補助対象経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の経費 (C)	備考
			県補助金 (A)	その他 (B)		
安全防具の導入						
蜂刺され対策等						
熱中症対策						
<u>(新規)</u>						
<u>(新規)</u>						
<u>(新規)</u>						
計						
附帯事務費						
合計						

(注) 1 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

2 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

別記第1号様式の別紙1のIIの2～4 略

5 可搬式林業機械電動化に係る事業主体一覧

(新規)

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
合計 (事業体数：)								

(注) 1 事業内容には「バッテリー式チェーンソー」又は「バッテリー式刈払機」と記入してください。
 2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

6 救急用品整備に係る事業主体一覧

単位：円

(新規)

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C))	補助対象経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
	救急用品 (AED)							
合計 (事業体数：)								

(注) 1 事業内容には「救急用品 (AED)」と記入してください。

2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

7 福利厚生施設整備に係る事業主体一覧

(新規)

単位：円

事業主体名	事業内容	数量	総事業費 (A)+(B)+(C)	補助対象経費 (A)+(B)	左のうち財源内訳		その他の経費 (C)	備考
					県補助金 (A)	その他 (B)		
合計 (事業体数：)								

(注) 1 事業内容には「仮設トイレ」又は「休憩施設」と記入してください。

2 「備考」欄は、事業費に含まれる消費税及び地方消費税相当額を記入してください。

3 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

8 補助対象者（事業体）一覧

表 略

- (注) 1 年齢は、事業年度の開始日（4月1日）時点における年齢を記入してください。
 2 業務内容には、「全般」、「造林」、「林産」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については、括弧内に業務内容を記入してください。
 3 雇用形態には、「通常」、「臨時」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については括弧内に雇用形態を記入してください。
 4 事業区分は「安全防具の導入」については「1」を、「蜂刺され対策等」については「2」を、「熱中症対策」については「3」を、「可搬式林業機械電動化」については「4」を、「救急用品整備」については「5」を、「福利厚生施設整備」については「6」を記入してください。
 5 事業主体ごとに別葉にしてください。

9 附帯事務費

表 略

別記第1号様式の別紙1のⅢ～別紙2の(1) 略

(2) 支出

単位：円

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	備 考
林業労働安全衛生対策事業				
振動病一次健診受診促				

5 補助対象者（事業体）一覧

表 略

- (注) 1 年齢は、事業年度の開始日（4月1日）時点における年齢を記入してください。
 2 業務内容には、「全般」、「造林」、「林産」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については、括弧内に業務内容を記入してください。
 3 雇用形態には、「通常」、「臨時」又は「その他」を記入してください。なお、「その他」については括弧内に雇用形態を記入してください。
 4 事業区分は「安全防具の導入」については「1」を、「蜂刺され対策等」については「2」を、「熱中症対策」については「3」を記入してください。
 5 事業主体ごとに別葉にしてください。

6 附帯事務費

表 略

別記第1号様式の別紙1のⅢ～別紙2の(1) 略

(2) 支出

単位：円

区 分	予算額	精算額	差引き増減額	備 考
林業労働安全衛生対策事業				

進事業				
振動病二次健診受診促進事業				
(1) 振動病二次健診の受診				
(2) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、二次健診の案内等に要する経費				
林業労働環境改善事業				
安全防具の導入				
蜂刺され対策等				
熱中症対策				
<u>可搬式林業機械電動化</u>				
<u>救急用品整備</u>				
<u>福利厚生施設整備</u>				
附帯事務費				
架線作業主任者研修事業				
伐木安全作業技術研修事業				
労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業				
労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会				
安全衛生計画の作成指導				
計				
消費税仕入控除税額等及び内訳				
合計				

振動病一次健診受診促進事業				
振動病二次健診受診促進事業				
(1) 振動病二次健診の受診				
(2) 振動病二次健診実施における医療機関との日程調整、二次健診の案内等に要する経費				
林業労働環境改善事業				
安全防具の導入				
蜂刺され対策等				
熱中症対策				
<u>(新規)</u>				
<u>(新規)</u>				
<u>(新規)</u>				
附帯事務費				
架線作業主任者研修事業				
伐木安全作業技術研修事業				
労働安全衛生マネジメントシステム普及啓発支援事業				
労働安全衛生マネジメントシステムに即した労働安全衛生活動の普及啓発等に係る説明会				
安全衛生計画の作成指導				
計				
消費税仕入控除税額等及び内訳				

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

別記第1号様式の別紙2の(3)～別記第5号様式 略

合計				
----	--	--	--	--

(注) 変更の場合は、上段に変更前の金額を括弧書きで、下段に変更後の金額を記入してください。

別記第1号様式の別紙2の(3)～別記第5号様式 略